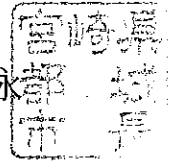


都 秘 第 1 - 5 号
平成 2 5 年 5 月 3 1 日

株式会社農業支援センター太陽

代表取締役 福田 昇 様

都城市長 池田 宜永



耕作地再生事業に関わる問題について (回答)

初夏の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

かねてから、本市の市政全般にわたり、深い御理解と御支援をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 2 5 年 5 月 2 3 日に受付した件につきましては、別紙のとおり回答いたします。

今後とも市政発展に御協力賜りますようお願い申し上げます。御不明な点は関係課にお問い合わせください。

(文書取扱 企画部 秘書広報課 市民相談室)

回 答 書

「耕作地再生事業に関わる問題について」回答いたします。

【質問１】写真等改ざん、ねつ造、間違い全部で何ヶ所か？

【回答】

不適切な使用と流用については、４８枚ありました。
日付の違いについては、確認できていません。

【質問２】不払いはヶ所は、何件か？

【回答】

５月２０日付でこの件に関する情報公開の公開請求がありましたので、５月
末までに公開予定です。

【質問３】なぜ、このような事が起きたのか？

【回答】

２２年度の担当が申請や支払いの対応に追われ、写真の整理をしていません
でした。２３年度に現在の担当が異動してきましたが、どれがどこの写真かわ
からずコーディネーター（地域担い手協の相談員）の協力のもと作成しました。
本来、地域担い手協は指導・助言する立場にあり、取組主体が提出する実績報
告書に対して不足写真の提出を要求することなく処理したものであります。そ
のため、写真の日付についても撮影日と一致していません。また、不足する写
真については、他地区の写真を使用したものであります。

【質問４】現在、見る限りは、写真、書類等は、国、県に対して何日までに、
再提出するのか？

【質問５】国、県の指導は何日あったのか？

【質問４・５の回答】

県担い手協へは、５月８日、九州農政局へは、５月１０日不適切な使用と流
用があったことの報告に行きました。現在、協議中であります。

【質問６】どのような手法で、正しくするのか？今後、どのように改善するの
か？

【回答】

改善策につきましては、補助金請求時に写真を含む全ての書類が完備しない

限り受理しない。また、地域担い手協が支払う際にも不備がないか確認を行ったのち振込むよう徹底します。

【質問 7】 全金額を分かりやすく回答お願い致します。このような事が発生した場合、誰が責任を取るのか。すみやかに回答お願い致します。

【回答】

【質問 2】 で回答したとおりです。責任に関しましては、現在調査中でありま
す。

【質問 8】 未使用の写真は、どのくらいあるのか開示をお願いします。

【回答】

5 月 2 8 日公開したとおりです。

【質問 9】 この様な行為は、犯罪ではないのか？

【回答】

写真等の提出書類に問題があるものの、交付金の不正な支払等はありません。

【質問 1 0】 未払いの件は、すべて支払いができるのか？

【回答】

事業の要綱・要領に基づき、実績報告書を確認したうえで、要件を満たした
場合は、支払う予定です。

御不明な点がございましたら、

農 政 課 (電話 2 3 - 2 7 6 8)

農業委員会事務局 (電話 2 3 - 7 8 6 8)

へお問い合わせください。